

京情審答申第102号
平成26年4月9日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉 様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成25年2月22日付け5教職第155号で諮問のあった事案について、次
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った非公開（不存在）決定については、決定を取り消し、別表に記載する公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年10月4日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成24年10月18日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、同年12月3日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の公文書非公開（不存在）決定処分、別紙3の番号1から16までの公文書公開決定処分及び別紙3の番号17から23までの公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）、公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成25年1月30日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2の処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成25年2月22日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員の採用は、憲法の理念にのっとり、子どもの発達を保障する専門的力量及び資質を有する志願者を選考し、確保する行為である。教

員の採用について、保護者及び府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、「選考」によって行われている。「選考」とは「一定の基準と手続」のもとに、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」及び身分保障並びに公正、明朗及び適切な選考及び採用の実施の原則が遵守されなければならない。

2 本件処分について

- (1) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「面接官毎の評価傾向の分析」に関する情報を含む。）（「出題ミス」に関して、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報も含む。）（以下「まとめ・評価・反省等に関する文書」と総称する。）について

府民の期待と信頼に応え、公正及び適正に実施されるべき採用選考につき、「まとめ・評価・反省」が全く行われていないとは信じ難い。

面接において、人物を見ようとする発問がどのような条件でどのように行われているか及びその実態に関する試験実施者による真摯な検討がどのようにされているかに関する情報を積極的に公開することにより、「どんな教師を求めるべきか、どのようにしてそれを見極めるか、その営みは適正に行われているか」を府民的に検証し、コンセンサスを作っていくことが大切であるにもかかわらず、今なお非公開に固執する意図が不可解であるし、適切さを欠く。

実施機関は、いくつかの情報を公開しない理由として、「請求のあった文書は作成していない」というが、受験者にとっては一生に関わる重大事であり、教育行政にとっても大きな仕事である採用選考の素材資料の基となる面接の発問や面接官の評価傾向等が検証すらされていないとは信じ難い。

現行の面接では、面接票に、面接官によるメモを記入するようになっているが、面接官自身の発問の内容とそれに対する受験者の回答を記入する欄がなく、面接内容について、発問が適切であったかどうかを検証することができるスタイルになっていない。そのため、面接の適切さに関してチェックができないという問題が生じているが、このような問題を是正するための振り返りの行為が何らの形でも行われていないということは考えられない。

また、実施機関は、面接官の評価傾向に関する分析も困難として放置するのではなく、研究していくべきである。

行政の継続性及び安定性の基礎となる試験に関するまとめは存在

すべきものであるし、ないとすれば信頼性が問われる。狭い意味での公文書は作成されていないとしても、何らかのメモの類として作成されているのではないか。条例や府民の知る権利を大事にする立場から、範囲を広げて更に探索をすべきである。

また、面接官が持ち込む資料には何らかの基準があると思われるが、その文書がなく、口頭のみで面接官に確認しているとすれば、周知徹底の確実性に欠けるのではないか。面接の評価には、筆記試験とは異なり、面接官個人の印象や好みで評価にばらつきが生まれたり、恣意的なものが入りやすく、密室的になる危険性がある。だからこそ分析、検証及び総括をし、それを府民に公開して、面接試験が閉鎖的にならないようにすべきだと考える。実施機関は面接官に研修を行い、適切な面接を徹底していると主張しているが、それならば、適正な面接試験であるということを示す文書があるのではないか。

面接時に面接しながらメモをとることが困難でも、面接票の記載事項を分析することで、全体的には状況把握は可能ではないか。

出題ミスに関する資料も不存在とされているが、出題ミスがあつたことは事実である。それに関する原因の分析や再発防止策が講じられていないなどということがあるはずがない。

行政が実施する採用試験においてミスがあつたのであるから、それを府民に公表して、原因究明と今後の防止策を示すべきである。府民への誠実な対応という意味でも検証し、総括したことを文書として示すべきではないか。もし不存在だとしても、不存在ということで済ませるのではなく、関連するものを広く探して公開することが行政への信頼を高める。採用試験を行っている実施機関では公平公正に評価するための努力と、その後の検証や総括もされているはずであり、その資料が存在しないというのは考えられない。

「不存在」は、錯覚又は文書の探索不足ではないか。本来公開し得る文書を徹底的に探すべきである。

(2) 「京都府立学校の寄宿舎指導員・学校図書館司書に関する今後の採用計画」(以下「寄宿舎指導員等採用計画」という。) 及び「今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報」に関する文書(以下「臨時・非常勤教職員任用見通し文書」という。)について

寄宿舎指導員等採用計画については、文部科学省に対して教員の採用に関する概要的な計画が実施機関から報告されている事実があるから、不存在であるとは信じ難い。文書の表題は「寄宿舎指導員採用計画」とはなっていなくても、現状を整理し、採用や人事配置の考え方をまとめた文書が存在するのではないか。

「不存在」は、錯覚又は文書の探索不足ではないか。本来公開し得る文書を徹底的に探すべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 まとめ・評価・反省等に関する文書について

採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書については、事後に反省等を行うことはあっても、それを組織共用文書として残してはいない。

「面接官の持ち込み資料」については、週刊誌等受験者の不信感を招くようなものは面接の際に持ち込まないように口頭で説明しているだけであり、面接官の持ち込み資料の基準に関する情報についての文書は作成していない。

「面接官ごとの評価傾向の分析」に関する情報についても、文書は作成しておらず、存在しない。なお、平成25年5月20日付け京情審答申第88号においても不存在は妥当であるとされている。

出題ミスについては、訂正の指示用紙を作成しているものの、組織共用文書であるとは認識していない。

「まとめ・評価・反省」及び出題ミスについては、反省等を全く行っていないというわけではないが、単に文書として存在していないだけである。また、現状にある文書を十分探索しての回答であり、決して錯覚や探索不足によるものではない。

2 寄宿舎指導員等採用計画及び臨時・非常勤教職員任用見通し文書について

寄宿舎指導員等採用計画については、作成していない。文部科学省への定数報告は、児童生徒数や学級数の单なる推移予想であり、寄宿舎指導員等採用計画からはかなり乖離したものである。

また、臨時・非常勤教職員任用見通し文書については、職員が不足した際に臨時に任用することとしているため、文書としては作成していない。

第6 審査会の判断理由

1 対象文書について

異議申立人が公開を求めているものは、まとめ・評価・反省等に関する文書、寄宿舎指導員等採用計画及び臨時・非常勤教職員任用見通し文書である。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、公開請求内容に該当する公文書の検索が不十分であ

る旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) まとめ・評価・反省等に関する文書について

異議申立人は、まとめ・評価・反省等に関する文書として、平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書のほか、「面接官の持ち込み資料」及び「面接官ごとの評価傾向の分析」に関する情報を含む文書並びに「出題ミス」に関して、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報を含む文書を挙げているので、これらの文書について、以下個別に判断する。

ア 「まとめ・評価・反省」に関する文書について

異議申立人は、府民の期待と信頼に応え、公正及び適正に実施されるべき採用選考につき、「まとめ・評価・反省」が全く行われていないとは信じ難く、「不存在」は「文書の探索不足」ではないかと主張する。

しかし、実施機関に確認したところ、翌年度の採用計画を立てる打合せの際に前年度の試験の評価及び反省についても話し合うが、打合せの記録は残していないとのことであった。また、試験の実施と採用計画の策定は同じ年度に行われるため、翌年度の担当者への申し送り等の文書も作成していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この公文書については、不存在であると考えることが相当である。

イ 「面接官の持ち込み資料」について

異議申立人は、面接官の持ち込み資料の基準に関する文書がなく、口頭のみで面接官に確認しているとすれば、周知徹底の確実性に欠けるのではないかと主張する。

しかし、面接官の持ち込み資料については、面接官に対する説明会で、配布された面接実施要領等の配布資料以外は面接の際に持ち込まないように口頭で説明しているだけであり、面接官の持ち込み資料の基準に関する情報についての文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この公文書については、不存在であると考えることが相当である。

ウ 「面接官ごとの評価傾向の分析」に関する情報を含む文書について

異議申立人は、受験者にとっては一生に関わる重大事であり、教育行政にとっても大きな仕事である採用選考の素材資料の基となる面接の発問や面接官の評価傾向等が検証すらされていないとは信じ難いと主張する。

しかし、面接官ごとの評価傾向の分析を行うことは技術的に難しいことから面接官ごとの採点に対する評価は行っていないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、この公文書については、不存在であると考えることが相当である。

エ 「出題ミス」に関して、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報を含む文書について

異議申立人は、出題ミスがあったことは事実であり、それに関する原因の分析や再発防止策が講じられていないなどということがあるはずがないと主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、修正前の試験問題は廃棄し、保存していないとのことであった。また、問題訂正指示用紙を作成していたが、組織共用文書として認識していなかったとのことであった。

しかし、問題訂正指示用紙は、訂正箇所及び訂正内容を受験生に周知するため、試験会場の各担当に配布したものであり、公文書として保存すべき文書である。

したがって、当該文書は、「出題ミス」に関して、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報を含む文書に該当するものと考えられるため、異議申立人の請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表に記載する公文書のうち「問題訂正指示用紙」を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

(2) 寄宿舎指導員等採用計画及び臨時・非常勤教職員任用見通し文書について

異議申立人は、寄宿舎指導員等採用計画については、文書の表題

が「寄宿舎指導員採用計画」とはなっていなくても、採用や人事配置の考え方をまとめた文書があるはずである旨主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、毎年の退職者数を見ながら、翌年的人数を決めているため、公文書は存在しないとのことであった。

しかし、更に確認したところ、「寄宿舎指導員の配置状況等について」及び「学校図書館司書 採用等状況（府立高校）」を作成しており、当該年度の寄宿舎指導員と学校図書館司書の採用に係る判断の材料として使用しているとのことであった。

したがって、当該文書は、寄宿舎指導員等採用計画の策定に必要不可欠なものであると考えられるため、異議申立人の請求の対象に含まれるものと判断する。

次に、臨時・非常勤教職員任用見通し文書については、教職員が不足した場合に臨時に任用するため、文書は作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、臨時・非常勤教職員任用見通し文書については、不存在であると考えることが相当である。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表に記載する公文書のうち「寄宿舎指導員の配置状況等について」及び「学校図書館司書 採用等状況（府立高校）」を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、請求文書に該当する文書の有無については、別表のとおり、特定すべき文書の存在が明らかとなっており、これらの文書は、本来、原処分の段階で、特定すべきものであった。

実施機関は、今後、情報公開請求の処理に当たっては、公開請求者の意向を十分に斟酌して、的確な文書の特定を行われたい。

おって、修正前の試験問題等の保存しておくべき公文書が廃棄されていることその他の公文書の管理が不適切な部分が見られた。

公文書の適正な管理は、行政運営を円滑に継続し、実施していく上で行政に対して当然要請されることであるとともに、請求者の側から見ても、条例に基づく公文書の公開請求権を保障する上で、情報公開制度の根幹に関わる問題であるといえる。

よって、実施機関にあっては、今後このようなことのないよう、適正な文書管理に努められたい。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 2 月 22 日	諮問書の受理
平成 25 年 8 月 15 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 25 年 9 月 2 日	異議申立人の意見書の受理
平成 25 年 9 月 20 日	第 1 回審査会
平成 26 年 1 月 27 日	第 2 回審査会
平成 26 年 2 月 17 日	第 3 回審査会
平成 26 年 3 月 17 日	第 4 回審査会
平成 26 年 4 月 9 日	答 申

<別表>

- 1 「問題訂正指示用紙」
- 2 「寄宿舎指導員の配置状況等について」
- 3 「学校図書館司書 採用等状況（府立高校）」

(別紙1)

公文書公開請求に係る請求内容

1 教職員数・教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成24年に文部科学省へ宛てて提出済みの「平成24年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書」及び関連する文書・資料
- (2) 教員採用選考に関して文部科学省が実施した調査に対して京都府教育委員会が行った回答「平成24年度公立学校教員採用選考試験実施方法等について」

2 平成24年実施（平成25年度採用）教員採用選考試験に関する文書・情報

- (1) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の募集要項に関する起案・決裁文書（年齢制限に関する方針を探る理由に関わる決裁文書を含む）
- (2) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の全ての試験領域・方法に関する「評価基準」に関する公文書
- (3) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験の免除に関する文書
- (4) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について
- (5) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について（「作問・採点に関する業務委託」や「近畿各府県との共同作問」に関する文書も含む）
- (6) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員の委嘱について
- (7) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について（「面接技法説明資料」を含む）
- (8) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験の面接委員の委嘱について（「保護者等を再び面接委員に加える方式に関する経過・決裁文書」を含む）
- (9) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について（「個人面接試験資料」「集団討論資料」、「集団討論を実施する方針の通知・広報に関する情報」も含む。）
- (10) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について
- (11) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における実技試験について
- (12) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について
- (13) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について
- (14) 平成25年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について（「平成25年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者」を含む。）
- (15) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の受験者・1次合格者・採用候補者名簿への登載者数を校種・教科・試験区分毎・男女別に整理・分析した文書、若しくは分析を可能にする資料
- (16) 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「面接官毎の評価傾向の分析」に関する情報を含む）（「出題ミス」について、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報も含む）
- (17) 試験会場で当日配布される資料や、試験会場で試験官が説明する（受験生への連絡事項などの）文書などの情報
- (18) 公立学校教員採用選考試験結果の簡易開示に関する内規、受験者による利用の実態に関する情報について
- (19) 京都府立学校の寄宿舎指導員・学校図書館司書に関する今後の採用計画について

3 臨時教職員の配置数に関する文書・情報

- (1) 平成24年度京都府の定数内常勤・代替・非常勤教職員の配置数に関する統計（「市町村費負担（国庫負担対象外）の非常勤講師の目的別人員等内訳」を含む）
- (2) 今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報
- (3) 臨時・非常勤教職員の任用に関して、京都府教育委員会が採っている法的根拠及び実際の任用基準や方法に関する情報
- (4) 地方公務員法22条に基づいて、任命権者である京都府教育委員会が臨時教職員を任用する際、人事委員会に承認を求めた書類、及び人事委員会が承認をしたことを示す情報

注1 上記の全て、個人情報に属する記載事項の公開を求めるものではない。

注2 上記は、従来の公開文書の標題を参考に記したものである。今年度京都府教育委員会が実際に作成している文書の標題と一致していない場合もあり得るが、情報公開条例の精神に則って文書を確認し、請求人の「知る権利」を十分に満たされたい。

(別紙2)

異議申立ての対象となった処分

番号	特 定 し た 公 文 書	決定 内容	該当請 求項目
1	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の「まとめ・評価・反省」に関する文書（「面接官の持ち込み資料」、「面接官毎の評価傾向の分析」に関する情報を含む）（「出題ミス」に関して、それをいつ・どのように認識し、どのように対処したのかの経過及び今後に向けての対処方針が示された情報も含む）	非公開 (不存在)	2-(16)
2	京都府立学校の寄宿舎指導員・学校図書館司書に関する今後の採用計画について	非公開 (不存在)	2-(19)
3	今後の臨時・非常勤教職員の任用数の見通しに関する情報	非公開 (不存在)	3-(2)

異議申立ての対象となっていない処分

【全部公開】

請求項目 と番号	公 文 書 の 件 名
1 1の(1)	平成24年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料
2 1の(2)	平成25年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について
3 2の(1)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験実施要項等の作成について
4 2の(2)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験合否判定基準等の公開について
5 2の(3)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験筆記試験に係る一部免除について
6 2の(4) 及び(5)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について
7 2の(7)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験（寄宿舎指導員採用選考試験を含む）第1次面接試験面接委員説明会の実施について
8 2の(9)	平成25年度京都府公立学校教員等採用選考試験第2次面接試験委員説明会について
9 2の(10)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験教育実践力テスト内容の公開について
10 2の(11)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験実技試験内容の公開について
11 2の(15)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験の選考結果について
12 2の(17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度京都府公立学校教員等採用選考試験第1次試験筆記試験に係る試験監督者説明会について ・ 平成25年度京都府公立学校教員等採用選考試験第2次試験配付資料について
13 2の(18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校教員採用選考試験試験結果の簡易開示について（内規） ・ 簡易開示報告書（平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験及び第2次試験）
14 3の(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書の別紙様式3 ・ 平成24年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料の別紙様式1及び資料4
15 3の(3)	講師登録の方法等について
16 3の(4)	臨時的任用届について

【部分公開】

請求項目 と番号	公文書の件名	公開をしない部分の概要	公開をしない理由 (京都府情報公開条例第6条の該当号)
17 1の(1)	平成24年度公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ (参考資料) 標準学級数等に関する学校個別表中要準児童数・割合 ・ 別紙様式11中小学校の学校番号、学校名及び児童数、中学校の学校番号、学校名及び生徒数、中学校が特定される市町村名 	<p>(第5号) 対象者が小中学生であり、大部分の児童・生徒が在住する地域によって指定された学校に通学していることを考慮すれば、学校別の要準児童生徒数の割合に関する情報は当該地域の経済的・社会的・文化的諸条件に関わることから、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
18 2の(5)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務の委嘱について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱者一覧の問題作成委員のうち学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名 ・ 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験問題作成委員の学校の協力者の校種を除く所属学校名 	<p>(第5号) 試験に関する情報であって、公開することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
19 2の(6)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員の委嘱について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員うちの学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名 	
20 2の(8)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験面接委員の委嘱について	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験面接委員うちの学校所属の委嘱者の校種を除く所属学校名、民間企業・保護者の委嘱者の所属名	
21 2の(12)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定会議について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次試験判定資料(中国語)の不合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(中社会)の合格者及び不合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(中数学)の合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(中理科)の合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(中家庭)の合格者の「面接」、「一般」、「専門」及び「小論」欄 ・ 第1次試験判定資料(中英語)の合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(高理科)の合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(高保育)の合格者及び不合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(高英語)の合格者及び不合格者の「区分」欄 ・ 第1次試験判定資料(特別支援)の合格者の「区分」欄 	<p>(第1号) 個人に関する情報であって、個人が特定され得るものの中、通常他人に知られたくないと思むことが正当であると認められるため</p>

22	2の(13)	平成25年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定資料（中・国語）の合格者の「判定2次」の欄 ・ 判定資料（中・社会）の合格者の「判定2次」の欄 ・ 判定資料（中・数学）の合格者の「判定2次」の欄 ・ 判定資料（中・理科）の合格者の「判定2次」の欄 ・ 判定資料（高・保体男）の合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（中・家庭）の合格者及び不合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・理科）の合格者の「判定2次」の欄、スペシャリストの合格者の「個人面接」、「実践力」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・保体男）のスペシャリストの受験者の「個人面接」、「実践力」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・英語）の合格者の「判定2次」の欄 ・ 判定資料（高・家庭）の合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・農業）の不合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・工業）の合格者及び不合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄、スペシャリストの合格者の「個人面接」、「実践力」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（高・商業）の合格者の「個人面接」、「実践力」、「実技」及び「2次合計」の欄 ・ 判定資料（特別支援学校）の合格者の「判定2次」の欄、小学校との併願合格者の「番号」、「個人面接」、「実践力」及び「2次合計」の欄 	(第1号) 個人に関する情報であつて、個人が特定され得るものうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため
23	2の(14)	平成25年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について	中国語、中社会、中数学、中理科、高数学、高理科、高保体、高英語、高工業及び特支校の「区分」欄	